Q1　かかりつけ医機能報告の報告は義務か。

報告対象となる医療機関は，医療法に基づき，都道府県知事に対してかかりつけ医機能報告を行う義務があります。本報告は，地域医療構想や医療提供体制の整備の一環として，都道府県や厚生労働省が医療機関に対して求めているものです。報告対象医療機関は，特定機能病院および歯科診療所を除くすべての医療機関です。

Q2　報告の「１号機能」「２号機能」とは何か。

・１号機能
　日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能等
・２号機能
　通常の診療時間外の診療，入退院時の支援等

医療法第 30 条の 18 の４において，第 1 項に規定される内容が「1 号機能」，第 2 項に規定される内容が「2 号機能」となります。

医療法（抜粋）

第三十条の十八の四　地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「かかりつけ医機能報告対象病院等」という。）の管理者は，慢性の疾患を有する高齢者その他の継続的な医療を要する者として厚生労働省令で定める者（第一号及び第二号において「継続的な医療を要する者」という。）に対するかかりつけ医機能の確保のため，厚生労働省令で定めるところにより，次に掲げる事項を当該かかりつけ医機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

１号機能

一　かかりつけ医機能のうち，継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

２号機能

二　前号に規定する機能を有するかかりつけ医機能報告対象病院等にあっては，かかりつけ医機能のうち，継続的な医療を要する者に対する次に掲げる機能（イからニまでに掲げる機能にあっては，厚生労働省令で定めるものに限る。）の有無及びその内容

イ　当該かかりつけ医機能報告対象病院等の通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能

ロ　病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させるため，又は病院若しくは診療所を退院する者が引き続き療養を必要とする場合に当該者を他の病院，診療所，介護老人保健施設，介護医療院若しくは居宅等における療養生活に円滑に移行させるために必要な支援を提供する機能

ハ　居宅等において必要な医療を提供する機能

ニ　介護その他医療と密接に関連するサービスを提供する者と連携して必要な医療を提供する機能

ホ　その他厚生労働省令で定める機能

三　当該かかりつけ医機能報告対象病院等及び他の病院又は診療所が厚生労働省令で定めるところにより相互に連携して前号に規定する機能を確保するときは，当該他の病院又は診療所の名称及びその連携の内容

四　その他厚生労働省令で定める事項

Q3　G-MIS にログインし，かかりつけ医機能報告のボタンを押すと「報告権限がありません」と表示される。

令和６年度から G-MIS において報告開始している「医療機能情報提供制度」について未報告の場合，同様の画面が表示されることが確認されています。
当該医療機関においては，G-MIS のユーザ登録が必要となりますので，早急に所定の窓口へお問い合わせください。

Q4　G-MIS 上のレセプト情報の紐付けがうまくいかなかった。どの期間の実績を報告するか。

報告基準日は，原則として１月１日時点の体制・状況です。
実績に関する報告事項は，直近１年分（前年１月１日から 12 月 31 日まで）が対象となります。
ただし，**診療報酬に関する項目は，前年度４月から翌年３月までの１年度分の実績（合計値）が対象**です。
（例：令和７年度報告の場合，令和６年４月～令和７年３月の実績）

Q5　診療報酬上のかかりつけ医に関する加算を算定していないが，報告は不要か。

本報告は，診療報酬上の「かかりつけ医」に関する評価（機能強化加算等）　算定の有無とは関係ありません。
すべての対象医療機関に報告義務があります。

Q6　医師がかかりつけ医機能に関する研修を受けていない（又は資格の有効期限が切れている）場合，自院は「かかりつけ医機能を有する医療機関」には該当しないのか。

日本医師会等において実施されている研修は，医師個人の資質に関する認定制度です。
今回のかかりつけ医機能報告は，医療機関として，かかりつけ医機能（日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能）を有しているかを確認するものです。
施設に研修を受講した医師がいない場合も，次の３点を満たしていれば，１号機能「有り」となります。

① 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示を行っていること
② 17 の診療領域の一次診療のいずれかに対応可能であること
③ 患者からの相談に応じる体制があること

Q7　かかりつけ医に関する研修の受講は，「１号機能」有りとして登録するために必須か。

令和７年度報告においては，研修受講は必須条件ではありません。

Q8　現時点で院内掲示を行っていないが，報告後に掲示予定の場合はどのように回答すればよいか。

令和７年度は報告初年度となるため，報告後に院内掲示を行っていただく場合は，１ 号機能に「有り」と回答し，引き続き２号機能の調査項目にも回答してください。

Q9　専門科のみ（眼科･耳鼻科･皮膚科等）を標榜している場合，かかりつけ医機能報告は不要か。

調査項目の「一次診療に対応できる疾患群」および「疾患･症状」のいずれかに対応可能であり，かつ，「院内掲示」と「患者への説明体制」を整備している場合は，１号機能を有する医療機関に該当します。

一次診療を行う事ができる発生頻度が高い疾患（例）　耳鼻科：中耳炎･外耳炎，難聴
眼科：結膜炎，白内障，緑内障，近視
皮膚科：皮膚の疾患

Q10　報告画面で「２号機能」が自動的に「有り」と表示されるのはなぜか。

２号機能の判定は，次のいずれかに該当する場合に自動的に「有り」と判定されます。

・各項目（例：時間外診療）への対応意向が「有り」である場合
・診療報酬上，当該項目に係る算定実績がある場合

通常，時間外診療を実施していない場合であっても，休日当番医として時間外診療を実施し，診療報酬を算定した実績がある場合などには，診療報酬上の実績に基づき，自動的に２号機能が「有り」と判定されることがあります。

なお，入力前の段階で２号機能が「有り」と表示されている場合であっても，２号機能に係る調査票については必ず入力を行い，入力状況を「入力完了」としていただく必要があります。

Q11　全て調査票の入力が完了したが，どこをみれば「報告済」か分かるか。

入力状況の表示画面（「定期報告」から入り，最初に表示される画面）に「報告状況」の項目があります。
「報告済」「再報告済」「確認完了済」のいずれかになっていれば，報告は完了しています。
なお，各調査票の入力状況が全て「入力完了」となっていても，報告状況が「報告中」となっている場合は，画面右上の「報告」ボタンをクリックし，報告を完了してください。